

また、新しい有料サービスを提供する図書館を支援する目的で設立された組織である有料図書館サービスセンター (Center for betalbare ydelser : CBY) が行ったアンケート調査 (回答館 : 90) によれば、現実有料サービスから収入を生み出しているのは、回答中のわずか3分の1であり、83パーセントもの回答館が、この有料サービスの市場を「困難」「見込みがない」と否定的にとらえている。

財政結果から見ると、新しい有料サービスが図書館経営に有用な成果をもたらしているとはいいたい。しかし、実際に有料サービスを提供している図書館員たちは、低迷する収支結果にも関わらず、有料サービスの提供を続けたいと主張する。彼らは、個人の能力開発、モチベーションの維持、やりがいなどの点から、有料サービスが図書館員にとって重要な意味を持つと認識しているのである。

実際、コンサルタントやウェブデザイン、高度なビジネス情報調査といった業務が、従事する図書館員の能力を高め、モチベーションの増加や高い責任感の創出といった効果を生むことは十分理解できる。そして、図書館員個々の成長は、サービス品質の向上、人材開発、チェンジマネジメントの進展といった図書館組織全体の成長へとつながる。これは、有料サービス業務を行っていく上での、収入以外の大きな価値であるといえる。

3. 展望

有料サービス導入による組織全体への好影響を考えると、デンマークでの試みはまずは一定の成果を上げているといえる。しかし一方では、課題も残されている。

ヨハンセン氏の調査では、現在、公共図書館で有料サービスに従事している図書館員について、有料サービス業務に意欲的に取り組んでいる反面、コスト意識と利益指向が欠如している点が指摘されている。さらに、公共図書館の経営者の間では、有料サービス業務の推進は、必ずしも優先度が高い事業とはなっていない。こうした収入形成への無関心な態度は、有料サービスに関しての現在の乏しい財政結果にも結びついているといえよう。加えて、有料サービス事業の今後に関しては、民間企業のサービス参入による競合や、図書館同士の競合による図書館組織の盛衰といったネガティブな見通しも考えられる。

新法では、有料サービス業務について、3年以上にわたって赤字を計上してはならないと規定されている。貧弱な収支報告が継続すれば、この種の有料サービス

への否定的な意見も生まれるだろう。組織力向上や図書館員のやりがいなどのためだけに有料サービスを継続させることに、世論のコンセンサスが得られるかは疑問が残る。そのため、今後は、収入向上のためのコスト意識改革、ニーズの適切な把握やサービス品質の向上等の経営努力を行い、財政的な成果を積み上げていくことも必要となる。

とはいえ、デンマークにおける事例は、有料サービス業務がもたらす、収入確保以外の注目すべき効果を新たに示している。こうした効果から醸成されていく組織の人的資源の多様性は、図書館が通常のサービスを行う上でも有益であり、また、図書館が今後新たな戦略を生み出していく際の素地にもなりえる。有料サービスイコール収入目的という単純な構図は、今後変化していく可能性があり、そして将来、組織の発展を主眼とした戦略的な有料サービス、という新たな定義のサービスを図書館が導入していく光景も想像できるのではないだろうか。

(収集部外国資料課：岡田悟^{あかださとる})

Ref: Johannsen, Carl Gustav. "Money makes the world go around" - fee-based services in Danish public libraries 2000-2003. *New Library World*. (1196/1197), 2004, 21-32.

Johannsen, Carl Gustav. *Managing fee-based public library services: values and practices*. *Library Management*. 25(6/7), 2004, 307-315.

Centre for Marketable Library Services. (online), available from <<http://www.cby.dk/marketablelibrary.htm>>, (accessed 2004-09-17).

Nielsen, Lotte Duwe. *Marketable Library Services (CBY). PULMAN Training Workshops*, 2002.9. (online), available from <<http://www.cby.dk/PULMANseptember2002.pdf>>, (accessed 2004-09-17).

CA1540

フィリピン・ライブラリアンシップ法 - 専門職の法による確立 -

はじめに

フィリピンでは、1990年9月の共和国法第6966号によって、司書が専門職として定義され、司書の職務内容が法制化された。その結果、新規採用の司書は、図書館情報学分野の学位取得と国家試験合格が義務になり、司書職は他の専門職と同列に扱われるようになった。通称フィリピン・ライブラリアンシップ法で知られる同法は、フィリピンにおける司書の専門性に対する認識を確固たるものにした。法制化までの背景には、

第2次世界大戦以前の宗主国であった米国の影響と、政界へ多大な影響力を持つフィリピン大学を中心とした司書教育制度、そして専門職団体の力がある。

本稿では、アジアで他に例を見ない司書の専門職性を定義したフィリピン・ライブラリアンシップ法を中心に、フィリピンにおける司書教育と司書制度について紹介する。

1. フィリピンの司書教育とフィリピン大学

フィリピンにおける司書教育は、1914年にフィリピン大学で2人の米国人司書によって開講された図書館学 (library economy) に関する講義が始まりである。初期の受講生たちはその後米国に渡り、帰国後フィリピンにおける司書教育に貢献する。1916年には同じくフィリピン大学に図書館学の理学士コースが開講され、1922年に学部として独立する。1932年に、サント・トーマス大学教育学部の選択科目として図書館学が導入されたのを皮切りに、フィリピン大学以外の大学でも司書教育が開始される。第2次世界大戦後は、1962年にフィリピン大学において図書館学修士課程が開始され、その後他大学でも同修士課程が始まる。1978年にはフィリピン大学において、東南アジア諸国内で初めて情報専門職養成の大学卒業生対象の講座が開始された。このようにフィリピンにおける司書教育は一貫して、フィリピン大学の主導のもとに行われている。またフィリピン大学においては、1962年にすでに司書に教員の地位が保証されている。

2. 専門職団体の活動と共和国法第6966号成立まで

フィリピンで最も古い図書館関係専門職団体は、1923年に設立されたフィリピン図書館協会 (Philippine Library Association) である。同協会は、軍人・駐在員夫人などの米国人女性達が1900年に結成した在マニラ米国貸出図書館協会 (American Circulating Library Association of Manila) を前身とする。フィリピン図書館協会は1925年以降年次総会を開いているが、それらの会議の主賓として、ケソン大統領 (1935~1942年) や、オスメニャ副大統領 (1935~1942年) が招かれており、司書職に対する賛辞を述べている点を見ると、設立当初から同団体の政治性の高さがうかがわれる。日本占領期は活動を中止していたが、第2次世界大戦後活動を再開する。戦後は1954年にフィリピン専門図書館協会 (Association of Special Libraries in the Philippines) が設立され、フィリピン公立図書館協会 (Public Libraries Association of the Philippines; 1959年)、フィリピン図書館学教諭協会 (Philippine Association of Teachers of

Library Science; 1964年) など各種専門職団体が次々と設立される。1966年、フィリピン図書館協会はエバ・エストラーダ・カラウ上院議員が提出したフィリピン国内におけるライブラリアンシップ実務規定に関する法案916を支持したが、成立しなかった。そのため、フィリピン図書館協会のメンバーを中心に1990年のフィリピン・ライブラリアンシップ法成立まで24年間、フィリピンにおける専門職としての司書の確立を目指したロビー活動が展開された。

3. フィリピン・ライブラリアンシップ法における司書専門性の定義

フィリピン・ライブラリアンシップ法では職業規制委員会 (Professional Regulation Commission) 下に司書評議会 (Board of Librarians) を設立することを規定しており、司書職は他の専門職と同列に扱われている。司書評議会は、司書教育および司書のレベル保持に対して全面的な責任を負う。同法ではまた、司書を国家試験合格者であると定義し、司書の専門分野の内容として、(1)記録情報の組織、普及、保存、修復、(2)図書館やそれに類する機関の組織と管理に関する助言を与えるなど専門的サービスの供給を有料もしくは無料にて行うこと、(3)図書館情報学分野の教授、(4)顧客用の書類や報告書の契約や検証、を挙げている。

4. フィリピン・ライブラリアンシップ法における司書資格試験の規定

司書資格を得るためには、以下の基準を満たした上、試験に合格する必要があると定められている：(1)フィリピン共和国国民である、(2)20歳以上である、(3)心身ともに健全である、(4)政府に認められた高等教育機関から図書館情報学士または図書館情報学修士を取得している。

試験内容と比重は以下の通りで、全体の正答率75%以上、かつすべての科目の正答率が60%以上であることが合格の条件である。

- (ア) 図書館や情報センターの組織・管理 (30%)
- (イ) レファレンス、書誌編纂、利用者サービス (20%)
- (ウ) 選書・資料受入 (15%)
- (エ) 目録・分類 (15%)
- (オ) 索引・抄録 (10%)
- (カ) 情報技術 (5%)
- (キ) ライブラリアンシップに関する法律と実務 (5%)

試験合格者は3年期限の免許を授与される。

5. 2003年フィリピン・ライブラリアンシップ法

フィリピン・ライブラリアンシップ法は、2003年12月に共和国法第9246号をもって改正された。新法の最大の特徴は、司書の職務としてマルチメディア形式で提供される情報の選択・収集・レファレンスが追加された点である。これに合わせて、試験内容にもマルチメディア情報資料の収集・受入や、情報サービスの運営管理など、こうした資料の取り扱いに必要な知識を問う科目が設けられるなどの変化があった。同時に、各科目の正答率の条件は50%に下げられた。

おわりに

本稿では、フィリピンにおける司書の専門性を定義した共和国法第6966号成立の背景と同法の内容を見てきた。同法成立後、現在までに3,000人が司書免許を取得した。大学図書館に比べると、公立図書館・学校図書館での専門司書の割合はまだ不十分であるが、長い目でみればゆるやかであっても確実に浸透していくだろう。司書の専門性の法的な位置づけを勝ち取ったフィリピンのケースが、今後この国での司書職と図書館の発展にどう寄与していくのか見据えたい。

(京都大学東南アジア研究所：北村由美)

Ref: Arlante, Salvacion M. et al. The professionalization of librarians: A unique Philippine experience. *Asian Libraries*. 3(2), 1993, 13-22.

Cruz, Prudenciana C. Developments in libraries of the Philippines: A country report. Country Report Submitted to CONSAL 2003 in Brunei, 2003. (online), available from <<http://www.consal.org.sg/webupload/forums/attachments/2478.pdf>>, (accessed 2004-10-26).

* Board for Librarians Resolutions No. 06 Series of 2004: Percentage Weights for the Subjects Covered in the Licensure Examination for Librarianship. Librarylink. (online), available from <http://www.librarylink.org.ph/talakayan/topic.asp?TOPIC_ID=126>, (accessed 2004-10-26).

Saniel, Isidoro. History: Half a century of the Philippine Library Association. (online), available from <<http://www.dlsu.edu.ph/library/plai/plai%20history.htm>>, (accessed 2004-10-08).

CA1541

動向レビュー

情報コモンズ：情報基盤の私事化と民主主義の健全性

1. 情報を巡る公共性と私事性の衝突

著作権や特許権等のいわゆる知的財産権に対する社会的認識が深まりを見せている。最高裁判所は、2004年9月28日、ダンス教室が指導のために契約を結ぶことなく音楽を無断で使用し、著作権を侵害したとする日本音楽著作権協会の訴えを認め、約3,646万円の支払いを命じた名古屋高等裁判所判決を支持した。これまでもであれば見過ごされてきたような程度の著作権利用に対しても、厳しい制裁が加えられるという状況が到来している。

しかしその一方で、知的財産に対する過度な商業主義的囲い込み (enclosure) が、知の「公共性」を危うくするという議論も台頭してきている。科学的知見、特に社会科学のそれは、全く無の状態から創造されるものではなく、先人の業績、あるいは他者との対話 (dialogue) の積み重ねから生み出される部分が多い。また、共同体 (community) の存続と個人の自律的「生」にとって、ある種の情報の共有化が不可欠でもある。社会の存続にとって不可欠な情報の共有とフェア・ユース (fair use) の推進を説く「情報コモンズ (information commons)」の動きは、近年、猛烈な勢いで進む過度な「情報基盤の私事化」への危惧から生まれたものである⁽¹⁾。

だが、資本主義社会においては、J.ロック等の古典的な所有権概念を持ち出すまでもなく、個人の労働の産物 (property) は、それを生み出した者に排他的に帰属することが自明の理とされてきた。情報コモンズの動きは、一見、この資本主義の公理と矛盾するかにも映る。しかし、情報コモンズが投射するこの矛盾は、人類の新たなフロンティアとでもいうべきデジタル社会において、「知」の在り方を巡って展開される「公共性」と「私事性」の衝突の一断面に他ならない。議論が絶えたことのない「公共性」と「私事性」の調和の在り方が、新たな地平においても問われ続けているともいえよう。

では、公共性とは何を意味するのか。この問いに一義的に答えることは困難である。周知のごとく、公共性の概念は、論者によってその意味づけが微妙に異なるばかりか、そもそも両者は、厳然と峻別可能なものではなく、多分に相対的なものにすぎないという考え